

仕 様 書

1 委託業務名

「茶道・華道等石川の伝統文化調査」委託業務

2 事業の目的

本県における茶道・華道等石川の伝統文化の現状について詳細に調査することにより、生活文化振興施策の検討に資する資料の作成を目的とする。

3 委託業務の概要

茶道・華道等石川の伝統文化に関する文献調査及び、茶道・華道文化に関する県民意識調査を実施する。当該調査結果等を分析し報告書としてまとめ、本県伝統文化の現状と課題を検討した資料を作成する。

4 業務内容の詳細

(1) 本県茶道・華道分野を詳細に把握するための文献調査として、既存の書籍、論文、調査報告書等から下記の4項目について情報収集を行い、項目毎に整理を行う。

- ・本県の茶道・華道に関する歴史的変遷及び概要
- ・茶道・華道が本県社会において果たす文化的・教育的役割（教育機関における茶道・華道の現状や、茶道・華道教室の活動等の現状を記載）に関する歴史的変遷・概要等
- ・本県の茶道・華道に対する芸術的評価や効果
- ・本県における、生活の中での茶道の広がりや伝統文化との関わり

上記4項目について、収集した情報を整理しその内容を文章にまとめること。

(2) 茶道・華道に関する県民意識調査を実施し、地域・年齢・性別等での分析を行う。

その際は、以下の要件を満たすものとする。

- ①調査地域 石川県全域（19市町）
- ②調査対象 12歳以上の男女
- ③標本数 統計調査として有意な数を確保すること
- ④調査方法 郵送・WEB など効果的かつ個人情報保護に留意した方法を提案すること
- ⑤設 問 文化庁の「令和2年度生活文化調査事業（茶道）」における国民意識調査を参考に設定すること

設問例) ・茶道・華道の経験の有無、興味を持ったきっかけ

- ・茶道・華道にもつイメージ
- ・茶道・華道を習うにあたってのハードル 等

(3) その他、事業実施に際し以下の点に留意すること。

- ① 石川県担当者と適宜打合せをすること。打合せの都度、記録を作成すること。
- ② 文献・画像等を引用する際は、著作権等、元となる文献の著者等が持つ権利については、受託者が必ず調整し、許可を得ること。
- ③ 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- ④ 調査事業にかかる諸費用として、各有識者、団体等への執筆依頼及びヒアリングに係る謝金、アンケート調査票の印刷費、発送・返送等に係る費用、石川県との打合せや聞き取り調査に係る交通費、資料作成等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

(4) 報告書の作成

- ① 上記(1)について、受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。なお、遅くとも令和5年12月までに、報告書の草案を作成し、石川県に提出すること。
- ② 調査結果の分析・まとめに関する作業については、石川県と随時協議し、進めること。また、(1)とは別に行う調査結果を報告書に追記する場合がある。追記する場合は、石川県の指示に従い報告書に記載すること。
- ③ 報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本にかかる諸費用、CD-ROM データ作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

5 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書(50冊(簡易製本)・A4版・両面カラー刷り)

※電子データ(PDF及びWORD形式)(CD-ROMまたはE-mail)も合わせて納入すること。

(2) 納入期限

令和6年3月29日(金)

(3) 納入場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁10階

石川県県民文化スポーツ部文化振興課 伝統文化・芸術振興グループ

電話:(076)-225-1371

7 検収

石川県は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、石川県、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

8 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあつては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

9 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、石川県と適宜協議を行うものとする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返却しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注1 「甲」は委託者、「乙」は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除するものとする。